



鳥取県公報

平成17年12月1日(木)
号外第195号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (884) (会計管理室)	1
	出納長の権限に属する事務の一部の委任の一部改正 (885) (")	1

告 示

鳥取県告示第884号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成17年12月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

鳥取県育英奨学資金貸与規則 (昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号) 第11条の規定により返還される育英奨学資金、鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則 (平成14年鳥取県教育委員会規則第23号) 附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則 (昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号) 第14条の規定により返還される進学奨励資金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局高等学校課

主事 森本 愛美

3 委任期間

平成17年12月1日から平成18年3月31日まで

鳥取県告示第885号

平成17年鳥取県告示第318号 (出納長の権限に属する事務の一部の委任について) の一部を次のように改正する。

平成17年12月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
1 委任させた事務及び委任を受けた出納員		1 委任させた事務及び委任を受けた出納員	
委任させた事務	委任を受けた出納員	委任させた事務	委任を受けた出納員
略		略	
鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)第11条の規定により返還される育英奨学資金、鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則(平成14年鳥取県教育委員会規則第23号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号)第14条の規定により返還される進学奨励資金の収納事務	鳥取県教育委員会事務局高等学校課 育英奨学係長 高村 勝 主 事 堂崎 健	鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)第11条の規定により返還される育英奨学資金、鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則(平成14年鳥取県教育委員会規則第23号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号)第14条の規定により返還される進学奨励資金の収納事務	鳥取県教育委員会事務局高等学校課 育英奨学係長 高村 勝 主 事 堂崎 健 <u>主 事 三ツ橋 昇平</u>
略		略	
2 略		2 略	